

総社市告示第22号

総社市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成17年総社市告示第62号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月23日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動条号」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条号を当該移動後条項等とし、移動条号に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条号（以下「削除条号」という。）を削り、移動後条項等に対応する移動条号が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示、削除条号並びに様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示、追加条項等並びに様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動様式」という。）を当該移動様式に対応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式とする。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、本市が交付する<u>浄化槽の設置</u>（以下「補助事業」という。）に係る補助金（以下「補助金」という。）の補助対象、補助金額その他必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の<u>意義</u>は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）<u>第2条第1号</u>に規定する<u>浄化槽であって</u>、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90パーセント以上、放流水1リットル当たりBOD20ミリグラム（日間平均値）以下となる処理機能を有するとともに、合併処理浄</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、本市が交付する<u>浄化槽設置整備事業</u>に係る補助金（以下「補助金」という。）の補助対象、補助金額その他必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の<u>定義</u>は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 浄化槽 <u>し尿と雑排水を併せて処理する浄化槽であって</u>、浄化槽法（昭和58年法律第43号）<u>第4条第1号</u>に規定する<u>構造基準に適合し</u>、かつ、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90パーセント以上、放流水のBOD1リットルにつき20ミリグラム</p>

改正後	改正前
<p>化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知）の適合範囲のものをいう。</p> <p>(2) 専用住宅 主に居住の用に供する建物又は小規模な店舗その他これに類するものを併設し、かつ、床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物をいう。</p> <p>(3) 宅内配管工事 浄化槽への流入管（便所、台所、洗面所及び風呂等からの排水のための配管設備をいう。）の設置、ますの設置及び専用住宅の敷地に隣接する側溝等までの放流管の設置に係る工事をいう。</p> <p><u>(補助対象地域)</u></p> <p><u>第3条 補助金の交付対象となる地域（次条において「補助対象地域」という。）は、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定により策定された公共下水道の事業計画区域（公共下水道の整備が当分の間見込まれない区域を除く。）以外の市内の地域とする。ただし、次に掲げる区域を除く。</u></p> <p><u>(1) 総社市農業集落排水処理施設条例（平成17年総社市条例第182号）に規定する農業集落排水処理施設による処理区域</u></p> <p><u>(2) 住民自治組織が所有している浄化槽による処理区域</u></p> <p><u>(交付対象者)</u></p> <p><u>第4条 市長は、補助対象地域において専用住宅に浄化槽を設置しようとする者に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付対象としない。</u></p> <p><u>(1) 補助事業に係る浄化槽法第5条第1項の規定に基づく設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定に基づく確認を受けていない者</u></p> <p><u>(2) 浄化槽を設置しようとする専用住宅に居住していない又は居住する予定のない者</u></p> <p><u>(3) 賃貸又は販売等を目的とする専用住宅に浄化槽を設置しようとする</u></p>	<p>（日間平均値）以下の機能を有するとともに、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知）の適合範囲のものをいう。</p> <p>(2) 専用住宅 主に居住の用に供する建物又は店舗等と併用であり、かつ、床面積が2分の1以上を居住の用に供する建物</p> <p><u>(3) 単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。</u></p> <p><u>(補助金の交付対象)</u></p> <p><u>第3条 市長は、別に定める地域内において専用住宅に浄化槽を設置しようとする者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。</u></p> <p><u>(1) 浄化槽法第5条第1項の規定に基づく設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定に基づく確認を受けずに浄化槽を設置する者</u></p> <p><u>(2) 専用住宅を借りている者で賃貸人の承諾が得られないもの</u></p>

改正後	改正前
<p>者。ただし、当該専用住宅の賃借人が土地及び建物の所有者の承諾を得ている場合を除く。</p> <p>(4) 浄化槽を設置しようとする共同所有の専用住宅において、他の所有者の承諾が得られない者</p> <p>(5) 補助事業を年度内に完了する見込みのない者</p> <p>(6) 汚水処理の未普及解消につながらない専用住宅に浄化槽を設置しようとする者</p> <p>(7) 既存の浄化槽（災害により被災した専用住宅に係るものを除く。）を撤去し、新たに浄化槽を設置する者</p> <p>(8) 市税を滞納している者</p> <p>（補助金の額）</p> <p>第5条 補助金の額は、補助事業に要する費用の10分の10以内の額とし、別表の人槽区分欄に掲げる区分につき、それぞれ同表の限度額欄に定める額を限度とする。</p> <p>2 前項に規定する補助事業に伴う次の各号に掲げる工事は、当該補助事業の関連工事とし、当該各号に掲げる額を加算した額を、当該補助事業に対する補助金の額とする。ただし、専用住宅の建替えに伴う工事を除く。</p> <p>(1) 単独処理浄化槽（浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。）又はくみ取り槽（し尿を貯留し、定期的にくみ取って処分する方式の便槽（泡及び少量の水を使用する簡易水洗便所で定期的にくみ取りをする方式の便槽を含む。）をいう。）の撤去工事 当該工事に要する費用の10分の10以内の額。ただし、その額が9万円を超える場合は、9万円</p> <p>(2) 宅内配管工事（前号の工事に伴う工事に限る。） 当該工事に要する費用の10分の10以内の額。ただし、その額が30万円を超える場合は、30万円</p> <p>3 前2項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。</p> <p>（補助金の交付申請）</p> <p>第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ浄化槽設置整備事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 審査機関による審査が完了した浄化槽設置届出書の写し又は建築確</p>	<p>(3) 補助事業の期間内に浄化槽を設置することができない者</p> <p>（補助金額）</p> <p>第4条 補助金の額は、浄化槽の設置（以下「補助事業」という。）に要する費用に相当する額の範囲内で別表の人槽区分欄に掲げる区分につき、それぞれ同表の限度額欄に定める額を限度とする。</p> <p>（補助金の交付申請）</p> <p>第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ浄化槽設置整備事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の</p>

改正後	改正前
<p>認通知書の写し (2)～(4) 略 (交付の決定等)</p> <p><u>第7条</u> 市長は、前条の補助金交付申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、補助金を交付することを決定したときは浄化槽設置整備事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、<u>交付しないことを決定したときは浄化槽設置整備事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、当該申請者に通知するものとする。</u> (変更承認申請等)</p> <p><u>第8条</u> 略</p> <p>2 市長は、<u>前項の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適正と認めるときは承認の通知を行うものとする。</u>ただし、前条の補助金交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその内容若しくはこれに付した条件を変更する必要があるときは、浄化槽設置整備事業補助金変更交付決定の通知又は浄化槽設置整備事業補助金の廃止の通知を行うものとする。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、変更内容が次の各号のいずれかに該当する場合については、<u>浄化槽設置整備事業変更届出書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>4 略</p> <p>(実績報告)</p> <p><u>第9条</u> 補助対象者は、補助事業完了後1箇月以内又は当該年度末日のいずれか早い日までに、浄化槽設置整備事業実績報告書(様式第6号)に次の各号に掲げる書類を添付して、<u>市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 浄化槽法第11条に規定する検査に係る検査依頼書の写し</p> <p>(4) 略 (補助金の交付及び請求)</p> <p><u>第10条</u> 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査するとと</p>	<p>写し (2)～(4) 略 (交付の決定等)</p> <p><u>第6条</u> 市長は、前条の補助金交付申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、補助金を交付することを決定したときは浄化槽設置整備事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、<u>交付しないと決定したときは浄化槽設置整備事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、それぞれ当該申請者に通知する。</u> (変更承認申請等)</p> <p><u>第7条</u> 略</p> <p>2 市長は前項の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適正と認めるときは承認の通知を行う。ただし、前条の補助金交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその内容若しくはこれに付した条件を変更する必要があるときは、浄化槽設置整備事業補助金変更交付決定の通知又は浄化槽設置整備事業補助金の廃止の通知を行うものとする。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、変更内容が次の各号のいずれかに該当する場合については、<u>浄化槽設置整備事業変更届出書(様式第5号)を市長に提出することができる。</u></p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>4 略 <u>(施行の確認)</u></p> <p><u>第8条</u> 市長は、<u>補助事業を適正に執行するため、浄化槽の設置工事の状況を施工の現場において確認する。</u> (実績報告)</p> <p><u>第9条</u> 補助対象者は、補助事業完了後1箇月以内又は当該年度末日のいずれか早い日までに、浄化槽設置整備事業実績報告書(様式第6号)に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 浄化槽法第11条に規定する検査に係る検査依頼書の写し<u>(宅内配管工事による加算補助の適用を受ける場合に限る。)</u></p> <p>(4) 略 (補助金の交付及び請求)</p> <p><u>第10条</u> 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査するとと</p>

改正後

もに、必要に応じて現地調査を行い、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助対象者の請求に基づき補助金を交付するものとする。

2 略

(補助金の返還)

第14条 市長は、補助金の交付を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずるものとする。

別表 (第5条関係)

人槽区分	限度額
1～5人槽	332,000円
6～7人槽	414,000円
8～10人槽	548,000円

様式第1号 (第6条関係)
(別紙のとおり)

様式第2号 (第7条関係)
(別紙のとおり)

様式第3号 (第7条関係)
(別紙のとおり)

改正前

もに現地調査を行い、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助対象者の請求に基づき補助金を交付する。

2 略

(補助金の返還)

第14条 市長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずるものとする。

別表 (第4条関係)

人槽区分	限度額
5人槽	332,000円
6人槽	414,000円
7人槽	
8人槽	548,000円
9人槽	
10人槽	

備考 単独処理浄化槽の撤去が行われる場合にあっては、当該撤去に要する費用の額(9万円を上限とする。)を加えた額を、単独処理浄化槽を廃止し、合併処理浄化槽の設置に伴って宅内配管工事を行う場合にあっては、当該配管工事に要する費用の額(30万円を上限とする。)を加えた額を限度額とする。

様式第1号 (第5条関係) 略

様式第2号 (第6条関係) 略

様式第3号 (第6条関係) 略

改 正 後	改 正 前
<u>様式第4号（第8条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>様式第4号（第7条関係）</u> 略
<u>様式第5号（第8条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>様式第5号（第7条関係）</u> 略
<u>様式第6号（第9条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>様式第6号（第9条関係）</u> 略
<u>様式第7号（第10条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>様式第7号（第10条関係）</u> 略

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

年 月 日

総社市長 様

申請者 住所
氏名
電話

浄化槽設置整備事業補助金交付申請書

年度において、浄化槽を設置したいので、総社市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり補助金の交付を申請します。

1 設置場所	総社市
2 浄化槽の型式	名称 認定番号
3 浄化槽の人槽区分	人槽
4 交付申請額	金 円
5 設置前の状況	1 新築 2 くみ取り槽 3 単独処理浄化槽 4 浄化槽
6 加算補助の有無	1 有（単独処理浄化槽又はくみ取り槽撤去） 2 有（宅内配管工事（単独処理浄化槽又はくみ取り槽の撤去を伴うもの）） 3 無
7 住宅等所有者	1 本人 2 共有（ 人） 3 その他（ ）
8 住宅の種類	1 一般住宅（床面積 m ² ）
	2 店舗等併用住宅 （居住部分の面積 m ² ） （その他の面積 m ² ）
9 着工予定年月日	年 月 日
10 事業完了予定年月日	年 月 日

様式第2号（第7条関係）

総社市指令 第 号

年 月 日

様

総社市長



浄化槽設置整備事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった浄化槽設置整備事業補助金については、次の条件を付して交付します。

1 補助金交付額 円

2 交付条件

(1) 補助事業は 年 月 日までに完了すること。

なお、上記の期限までに補助事業を完了することができないときは、あらかじめ市長に届け出て、その承認を受けること。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止し、若しくは内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。

(3) 補助事業の遂行の状況について要求があったときは、速やかに市長に報告すること。

(4) 補助事業完了後1箇月以内（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときは、当該承認通知を受理した日から1箇月以内）又は当該年度の末日のいずれか早い日までに実績報告書を提出すること。

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

様

総社市長

印

浄化槽設置整備事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった浄化槽設置整備事業補助金については、次の理由により不交付とします。

（理由）

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

総社市長 様

補助対象者 住所
氏名

浄化槽設置整備事業変更
（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け総社市指令 第 号で交付決定を受けた浄化槽設置整備事業補助金について、申請内容を次のとおり変更（中止・廃止）したいので承認願います。

1 変更（中止・廃止）の理由

2 変更の内容

3 中止の期間

（注）2については変更のとき、3については中止のときのみ記載すること。

様式第5号（第8条関係）

浄化槽設置整備事業変更届出書

年 月 日

総社市長 様

補助対象者 住所
氏名

補助申請内容に変更があったので、次のとおり届け出ます。

1 変更の理由

2 変更の内容

様式第6号（第9条関係）

年 月 日

総社市長 様

補助対象者 住所
氏名

浄化槽設置整備事業実績報告書

年 月 日付け総社市指令 第 号で交付決定（変更交付決定）を受けた浄化槽設置整備事業が完了したので、次のとおり報告します。

1 補助金交付決定額 円

2 事業完了年月日 年 月 日

3 添付書類

様式第7号（第10条関係）

浄化槽設置整備事業補助金交付請求書

請求金額 金 円

年 月 日付け総社市指令 第 号で交付決定通知（変更交付決定通知）のあった浄化槽設置整備事業補助金を上記のとおり請求します。

年 月 日

総社市長 様

補助対象者 住所

氏名

印